

97 類

美術品、収集品及びこつとう

木版画、こつとう（製作後 100 年
を超えたものに限る）

美術品



こつとう

収集品

97 類

美術品、収集品及びこつとう

重要な部・類の注

《第 97 類 美術品、収集品及びこつとうの注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第 49.07 項の使用してない郵便切手、収入印紙、切手付き書簡類その他これらに類する物品

(b) 劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する絵模様を描いた織物類（第 59.07 項参照）。ただし、第 97.06 項に属するものを除く。

(c) 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石（第 71.01 項から第 71.03 項まで参照）

4 第 97.03 項には、大量生産した複製品（芸術家がデザインし又は創作したものを含む。）及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品（芸術家がデザインし又は創作したものを含む。）を含まない。

出題例

【問題】

木版画、肉筆の書画、陶磁製の小像、制作後 100 年を超えているといわれる骨董品は、すべて第 97 類に分類される。

97 類

美術品、収集品及びこつとう

解答

【問題】

木版画、肉筆の書画、陶磁製の小像、制作後 100 年を超えているといわれる骨董品は、すべて第 97 類に分類される。

【解答】 誤り。

陶磁製の小像は第 69 類（陶磁製品）に分類される。